

公益財団法人南砺幸せ未来基金

(令和7年度版)

事業指定寄付プログラム募集要項



## I. プログラムの概要

### 1. 目的

南砺市内の課題の解決に真摯に取組む市民の活動（民間公益活動）を支える社会をつくるために、広く寄付を募り、寄付文化を創り出すことを目的とします。

### 2. 概要

当財団の仕組み（税制優遇、ホームページ、SNS など）を使って、寄付集めを申請団体が積極的に行い、当財団を通して寄付を助成金として受けることができます。

寄付募集期間は採択より 1 年以内とします。（具体的な期間は当財団と協議の上決定）

### 3. 寄付者への税制優遇

公益財団法人への寄付となりますので、寄付者は領収書を添付し確定申告を行うことで税制優遇が受けられます。

### 4. 採択数

随時受付とし採択事業数に制限を設けません。

選考は概ね申請日の翌月に行います。

また 1 団体あたりの採択事業数にも制限を設けません。

### 5. 運営費

集まった寄付金の 10% をこのプログラムの運営費とし当財団が受け取ります。

なお、百円未満は切り捨てます。

### 6. 入金管理

寄付金のスムーズな入金や管理のために「事業指定寄付プログラム」用の口座を開設します。

### 7. 助成限度額

実施事業にかかる費用は 100% 申請可能です。

助成金の使途に制限はありません。（実施事業に必要な支出に限る）

助成される金額は、寄付募集額を上限として、実際に集まった寄付金額によります。

寄付募集額は、申請額に当財団の運営費等を加えた額となります。寄付募集額は助成決定後、申請額をもとに決定します。

当財団の承認の際に事業内容や寄付募集額などの変更を求める場合があります。

## 8. 対象団体（個人は対象としません）

南砺市内にて活動を行う NPO 法人、一般社団法人、任意団体、市民活動団体、自治会、地域づくり協議会、地縁団体等（法人格の有無は問いません）。ただし、以下のいずれにも該当しないこと。

- ・個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会的勢力と関係がある、またはその疑いがある団体
- ・その他「南砺幸せ未来基金」の目的に適さない団体

## 9. 対象事業

・「対象団体」が実施する公益的（地域課題の解決や地域社会の健全な発展に貢献する）な事業で当財団が掲げるテーマに沿ったもの。

\*当財団が掲げるテーマ

- 1 社会的困難者を支える事業
  - 2 多様性を認め合う社会づくり事業
  - 3 自然環境を守る事業
  - 4 文化・芸術を継承する事業
  - 5 コミュニティの再生・維持を支える事業
  - 6 地域資源を活用する事業
  - 7 若者や女性が未来を創造する事業
- ・助成事業申請日以降の事業で、寄付募集期間終了後1年以内に終了する事業
  - ・以下のいずれにも該当しないもの
    - \*営利を第一目的としないもの
    - \*個人的な活動や趣味的なサークル活動
    - \*政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
    - \*反社会的勢力と関係がある、またはその疑いがある活動

## 10. 申請要件

申請者が実施する事業に賛同する者から署名を集めること。

署名は 30 名以上とする。

## II. プログラムの申請方法

### I. 当プログラムの流れ

#### （1）助成に関する相談

検討されている事業が当プログラムと対象となるかどうか一度ご相談ください。

ご相談の際には、実施したい事業内容、スケジュール、予算規模等を準備ください。

(2) 当プログラムへの申請

申請書（目的、事業内容、スケジュール、助成希望額、寄付募集期間等）、予算書を作成し、同意者署名用紙を添えて提出ください。

※提出方法はメール等データを受付いたします。

(3) 事務局によるチェック

書類の不備、不明な点など当財団の事務局にてチェックいたします。事務局から申請者へ問い合わせを行う場合がございますのでご承知ください。

(4) 当財団での選考

提出された申請書、予算書に基づき、当財団にて選考を行い、申請についての承認、不承認の決定を行います。選考は概ね1ヶ月に1度行います。

なお、選考基準は「2. 選考基準」をご参照ください。

(5) 承認（もしくは不承認）の通知

(4) での結果を申請者に通知します。通知は原則メールにて行います。

(6) 寄付募集の開始

承認となった申請案件については申請者と打合せを行った上で、当財団のホームページ、SNSにてPRを開始します。申請者は自ら寄付集めを行ってください。

寄付を集める際には、事業目的、内容に加えて、南砺幸せ未来基金のプログラムであること、寄付者には税制優遇措置があることなどもお知らせください。

(7) 寄付募集の終了

助成希望額にかかわらず集まった寄付金の額をメールにて通知します。その際、申請者からの情報を希望されている寄付者については名簿をお渡しします。

(8) 助成金の交付申請

集まった寄付額のうち、運営費10%を除いた金額を上限に、助成金交付を申請できます。助成金交付の際には助成金交付申請書を提出いただきます。

(9) 助成金の支払い

助成金交付申請書が提出されてから概ね2週間程度で当財団から申請者に助成金を支払います。

(10) 事業終了後の報告

申請者は、寄付者、社会に対し申請時の事業報告方針・方法に基づき、成果や寄付金の使途について報告します。報告は当財団のホームページ、SNS等にも掲載します。また、事業終了後、1ヶ月以内に当財団に活動内容がわかる写真や作成した印刷物を添えて、報告書を提出ください。

なお、当財団が開催する報告会にて発表を依頼しますので、ご参加よろしくお願ひいたします。

## 2. 選考基準

当プログラムの選考基準は以下のとおりとします。

- ① 当プログラムの趣旨と条件に合致しているか
- ② 地域社会のニーズや課題を的確にふまえたうえで、課題の解決や地域社会の健全発展に貢献する公益性が認められる事業かどうか。
- ③ 目的、目標、事業計画、事業予算、寄付獲得方針・プランが明確で、妥当なものかどうか。
- ④ 実現可能な事業かどうか。（体制、財源、寄付獲得プラン等）
- ⑤ 地域社会に情報が発信されている（発信することができる）かどうか。
- ⑥ 過去の寄付集めの取組み

## 3. 提出書類

### (1) 申請時

- ① 様式1 申請書
- ② 様式2 同意者署名
- ③ 様式3 予算書
- ④ その他事業内容がわかるもの（任意）

### (2) 助成金請求時

- ① 様式4 助成金交付申請書
- ② 口座番号の確認がとれる預金通帳の写し

### (3) 事業終了時

- ① 様式5 報告書
- ② 様式6 決算書
- ③ 活動内容がわかる写真や作成した印刷物

## **III. 重要な注意事項**

### 1. 申請者の情報公開

申請者名、代表者名、所在地、事業内容、助成金額については公開します。

### 2. 申請者の個人情報

申請書等に記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。

### 3. 提出いただいた書類、資料等の扱い

提出いただいた書類、資料等は返却いたしません。

#### 4. 選考結果、選考内容

選考結果や選考内容に関するお問い合わせには回答いたしません。ご承知ください。

#### 5. 助成金の不交付

以下の場合は、助成金を交付することができません。

- ① 寄付者と採択団体との間で助成金（寄付金）が不正な利益の取得や供与に使用される疑義がある場合。
- ② 採択団体が法令、本要項若しくは当財団の指示に違反した場合
- ③ 助成金の元となる寄付金が思うように集まらなかつた等で必要な資金調達ができず、事業を全く実施できない場合

#### 6. 事業の変更（中止）

事業を変更もしくは中止とする場合は手続きを行っていただきます。

#### 7. 助成金の返還

交付済みの助成金が助成事業に使われていない場合は、当財団に全額返還していただきます。

### **IV. お問い合わせ・申請先**

公益財団法人 南砺幸せ未来基金

〒932-0231 富山県南砺市山見 1739 番地 2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2F

TEL: 090-9547-4760

Email:nantokikin@gmail.com HP: <https://www.nantokikin.org/>